

重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託仕様書

1 目的

重源の郷体験交流公園（以下「公園」という。）のリニューアル整備に当たり、究極の田舎、昭和の原風景の佇まいを残しつつ、花木を中心とした自然豊かな景観に加え、四季折々の花木があふれる空間整備を行うことを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 業務名 | 重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託 |
| (2) 業務場所 | 山口市徳地深谷 地内 |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和6年3月25日 |
| (4) 業務内容 | 実施提案書の作成及び植栽再整備 |

3 業務委託金額の上限

53,000千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

4 実施提案書の仕様

本仕様書は、山口市が発注する重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託のプロポーザル参加者に求める提案条件であるが、本目的の整備効果をより高められるよう、独自の提案等を追加するなど、創意工夫して本業務を実施すること。

（1）基本事項

ア 提案に当たっては、重源の郷体験交流公園リニューアルに向けた植栽の現状調査及び再整備企画提案書（以下「企画提案書」という。）の「整備理念」等を基に行うこと。

イ 企画提案書の「問題点の把握」にある項目を十分理解し問題解決につながる実施提案書とすること。

ただし、現在、公園はリニューアルに向け改修工事中のため、リニューアル後の施設内容については、重源の郷体験交流公園施設リニューアル整備方針（以下「整備方針」という。）を確認すること。

（2）遊歩道（杣入りの道）について

ア 四季を通じて魅力ある遊歩道となるよう、企画提案書を参考に、改めて樹木・花木の伐採・剪定・植樹計画及び遊歩道全体のイメージ図等を作成し提案すること。

イ 樹木・花木の伐採・剪定・植樹計画については、今後の維持管理等のコストを十分考慮し作成すること。

ウ 遊歩道の舗装・照明等について、周辺の自然景観等との調和に配慮するとともに、より安全に散策できるような改修案を提案すること。
ただし、舗装・照明等の改修費においては、当該業務委託費には含めない。

(3) サクラのテングス病について

ア サクラの健全な成長のために、テングス病の発生した枝は撤去すること。
イ サクラの状況（老木、傾斜木、枯れ枝、枝張等）によって、剪定、伐採等を行うこと。

(4) 建物周辺について

ア 整備方針の個別施設整備内容において、再生、修繕、改修して活用する建物及び展望台等の新築予定の建物の周辺を対象とする。
ただし、庄屋内（花ひとつえ）の庭園については、建物改修と一体的に行うため、本業務には含めない。また、新築予定の建物周辺における植栽については、実施提案書には含めるが、別途施工となる可能性がある。
イ 対象となる建物と一体となった自然空間となるよう、既存樹木の整枝剪定を行うこと。なお、部分的な下刈りは含む。

(5) 解体建物跡地について

ア 整備方針の個別施設整備内容において、解体・植栽としている施設の跡地を対象とする。
イ 周辺の景観と一体となった自然空間となるような植栽や、周辺の既存樹木の整枝剪定を行うこと。なお、部分的な下刈りは含む。

(6) その他について

ア 公園の玄関口となる歓迎館前の修景について、企画提案書を基に樹木の植栽等を行うこと。
イ 水生植物池は再整備を行うこととしているが、別途施工予定のため、本業務には含めない。

(7) 全エリアについて

ア 全エリアについて、企画提案書を基に修景整備や既存樹木の伐採、剪定等を行うこと。
イ 景観保全のための下草はコグマザサとし、適所に植栽を行うこと。

5 その他留意事項

(1) 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議し、決定するものと

する。

- (2) 本業務の実施に当たっては、関係する法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法規の運営適用は担当職員と協議の上、請負業者の負担と責任において行うものとする。
- (3) 本業務完了後、検査の結果、不備があった場合には、本市の指示により請負業者の負担において直ちにその不備を修正するものとする。
- (4) 本業務に従事するすべての関係者は、本業務の履行に伴い知り得た機密を第三者に漏らしたり、利用させたりしてはならない。本項の機密保持の義務は、本業務履行期間終了後においても存続させるものとする。
- (5) 請負業者は、速やかに本業務に着手するものとし、事前に業務工程計画書（任意様式）を提出すること。ただし、現在、公園はリニューアルに向け改修工事中のため、他の工事の現場責任者と調整を行う必要があるので留意すること。
- (6) 現場責任者は、業務工程計画書に基づき、業務の進捗管理を十分行うとともに、月に一度程度、進捗状況を報告するものとする。
- (7) 現場責任者は、業務の安全に留意した作業を履行し、常に災害等の防止に努めなければならない。